

書と給与支払明細の不一致や給与支払明細の積算誤り、また、支払根拠となる資料が不足していたなどの不備があつたにもかかわらず、実績報告書に記載されたままの金額を補助対象とし交付していた。補助対象経費の精査をされたい。

4 種苗生産用施設改修整備事業

(1) 当該事業で整備した井戸水冷却機が使用されなくなつたため、平成27年8月27日に協議会に対して補助金返還請求をしているが、未だ納付されていない。早期納付を促すよう努められたい。

(2) 右記(1)の補助金返還請求額は、井戸水冷却機の残存価額を基に算定しているが、償却計算の基準日を実際に事業を中止した平成25年9月30日ではなく、補助金返還の納付期限である平成27年9月11日としていることに合理的理由がない。

(3) 市は、協議会に対しセンターの使用を許可する条件として、「使用期間が満了したときは、直ちに使用財産を現状に回復して返還すること」としているが、平成26年3月31日をもって使用期間が満了したにもかかわらず、協議会の資産である井戸水冷却機が使用されないままセンターに放置されている。使用許可条件を基に適切な指

導をされたい。

5 その他銀鮭養殖に関して市が行った事業

(1) センターでの養殖事業は、平成25年1月8日に銀鮭発眼卵を搬入したが成魚には至らず中止された。その後もセンターは有効活用されておらず、市が多額な予算でセンターを修繕し、協議会に無償で使用させたことに妥当性があつたのか疑問である。

(2) 市は、平成25年4月に水産振興推進負担金として協議会に1,900,000円を支出しているが、協議会の構成員になつておらず負担金を支出する理由がなく不適当である。

なお、この負担金は、平成24年度の当初予算に計上されておらず、他の予算から流用し支出されたため、所管課に支出理由を確認したところ、当初、副市長と協議会の会長との間で事業実施に当たり臨時職員（水産指導）として2カ年の雇用約束をしていたが、議会からの指摘があり1年間で雇用を解除したことから、解除された1カ年分の臨時職員賃金相当額として支払つたものであるとの回答であつた。

監査委員の意見

当該事業は、5カ年計画に掲げた年次目標を達成できないまま平成25年度に中止となり、事業遂行のため補助金や関連支援等に多額の公金を支出したがその効果はほとんど現れてない。補助金の目的については要綱により明らかにされているが、公益上真に必要な事業だったのか大いに疑問を持つところである。

特に、当該事業を遂行するにあたり、高補助率の要綱を新たに整備するとともに補助対象者の公募も行わず選定したこと、水産振興推進負担金と称し根拠がない負担金を補助事業者に支出したことは、モデル事業とはいえ公共性・公平性に欠けており極めて遺憾である。

補助金は公益上必要がある場合に交付するものであり、適正かつ公正な執行に努めなければならぬ。これまで他の補助事業において補助金返還を求めた事例が多く見受けられたが、今回の監査においても補助金の交付手続きや実績報告書等の検査が十分行われないうなど、不適正な補助金交付事務が見受けられた。

市は、このほど個別外部監査結果により具体的な提言を受け、平成28年度末までに指摘された問題点に対する措置および適正な補助金交付事務のルールづくりに向けた考え方を

整理するとしていることから、早期にこれらを整理し実行することで補助金交付事務の適正化に努められたい。

なお、結果は、市ホームページ(<https://www.city.sado.niigata.jp/>)に掲載しています。

お問い合わせ

市監査委員事務局

☎ 63-3112



佐渡を世界遺産に

佐渡金銀山の 世界遺産登録に向けて、 みんなで応援しましょう!

「佐渡金銀山を世界遺産に」のホームページに、各種講演会や現地説明会などの活動記録を掲載していますので、ご覧ください。

(<https://www.city.sado.niigata.jp/mine/>)

お問い合わせ

市役所産業観光部世界遺産推進課 登録推進係

☎ 63-5136